

性による差別とアメリカ憲法

(三)(完)

釜田泰介

- 一、問題の所在
- 二、性による差別とアメリカ最高裁判所
- 三、性による役割分担と平等保護（以上一四四号）
- 四、逆性差別（一四五号）
- 五、妊娠・出産による区分と性差別
- 六、むすび（以上本号）

五、妊娠・出産による区分と性差別

これまで取り上げてきた諸事件は、性のみを理由とする男女の別扱いに関するものであった。例えば父と母の法律上の能力に差異を置くとか、男性軍人と女性軍人との享受する利益に差異を置くとか、配偶者を失った男女を法律上別扱いするとか、児童が親から受ける養育期間に男女差を設けるというものであつた。これらの別扱いは男性を女性より優遇して女性に不利益はない、妊娠、出産という女性特有の状態に関わる問題である。

性による差別とアメリカ憲法 (三)(完)

妊娠、出産を理由として別扱いすることは、現象的には妊娠している女性と、男女を含む妊娠と無関係の者一般を区別するとということになるので、これが性による差別に該当するかどうかという問題が持ち上ってくる。一般に妊娠を理由とする特別扱いには次のようなものが見られる。すなわち妊娠を理由に解雇するとか、強制休暇を取らせるとか、疾病保険並びに有給休暇の対象からはずすとか、出産後の職場復帰に際して優先権を与えないというようなものである。⁽⁷⁾ 下級審段階でのこのようない妊娠、出産を取り上げる資料はこのようないう中の強制休暇制度と疾病保険制度の合憲性を争つたものである。ラフラー事件

(資料⑧) では公立学校女性教師に出産五ヶ月前から無給で強制休暇を取らざると定めている教育委員会規則が争われた。下級審ではこの妊娠による区分は平等条項に反するかどうかとして処理されたが、最高裁はこれを平等問題としては取り扱わず、しかし憲法上許されない制度であるとした。すなわち最高裁は妊娠による区分が性差別に該当するかどうかを正面から取り扱つていいないのである。最高裁の違憲判断の根拠は、この制度の立法目的の一つである「肉体的に不能な教師を教室から排除する」ということの根底にある推定、すなわち妊娠五ヶ月経過後⁽⁸⁾の教師は肉体的に執務不可能であるという判断は、事実に反す

るということにあつた。これは妊娠による区分が性差別であるから違憲とするというのではなく、右のような推定に対する反驳の機会を与えずに妊婦に不利益を及ぼすことは適正手続に反するとしたのである。⁽¹⁰⁾ いわゆる「反証を許さない推定則」基準を適用しての違憲判断であり、前記のスタンレー判決(資料②)と同一基準による判断といえよう。

次のアイエロ事件(資料⑨)では、被保険者が疾病とか傷害が原因で働けない場合、その間の賃金、治療費の一部を給付する疾病保険の対象から、正常な妊娠だけをはずしていた制度の合憲性を争つたものである。連邦地裁はこの問題について平等保護違反の判断を示した。⁽¹¹⁾ 最高裁では六対三に意見が別れて、本件は平等保護に反せずとされた。多数意見の論理は、本件は性に基づく不利益扱いではなく妊娠という客観的に認識可能な肉体状態を理由とする区分であるとして、妊娠による区分と、今まで最高裁が憲法違反としてきた性そのものによる区分とは別のものであることを強調するのである。そこからこれまでの違憲判決に適用してきた基準を本件に適用することを排除する。すなわちこれまでの性差別事件では性区分に対しては「厳格審査」適用とまでは一致をみないにしても、「より厳しい合理性テスト」を適用してきたが、本件では平等保護条項の審査基準としてはもつともゆるい「合理性テスト」を適用したのである。

それは本件の問題を社会経済立法に属する問題と判断したからである。⁽¹³⁾ ゆえに裁判所は、当該保険制度を被保険者の掛金で維持するという独立採算制をとりつつ掛金を低率に押えることで被保険者の負担を低くするという州の政策は正当なものであると判断したのである。すなわち妊娠を適用対象にすると右のような政策が維持できないという州側の主張を全面的に認めたわけである。問題は保険の適用対象から正常妊娠だけが排除され、その他の整形手術、不妊手術のような任意性のある疾病をはじめ心臓病のような経費のかかる疾病や、性、人種に特有とされたらかな病気等全ての疾病が適用対象にされていたということである。妊娠というものが女性特有のものであることから、これは結局一方の性に属している者だけが不利益をこうむることになる。よって問題の核心は女性のみが特別扱いされることになる。正當化が憲法上可能かということになる。すなわち性そのものに基づく女性の別扱いに対すると同じ争点を提示しているのである。多数意見にはこの点に対する認識と判断が明示されていないという特徴がみられ、当判決が大きく批判される点もここにあるのである。少数意見は妊娠による区分を性による区分と同一視して、最高裁の先例であるリード判決、フロンティエロ判決と同様の解決を図ろうとしている。特に注目すべき点は、性を「違憲の疑いのある事項 (suspect)」とみなす立場から本

件にも厳格審査基準を適用した結果、州の立法目的の正当性を認めつつも、妊娠だけを排除するという手段の不当性を指摘したことがある。

以上見てきたように、最高裁は妊娠、出産をめぐる二つの事件を取り扱うに際しこれを他の女性差別事件と同一線上では取り扱っていないが、実際には同種の問題点をその根底にかかえているのである。むしろ同種の問題点というよりはここにこそ男女差別の出発点ともいうべきものが存在しているのである。すなわち女性のみが妊娠、出産という役割を果すということから男女の社会における役割に関する固定観念が生まれ、すべての男女別扱いの理由はその根源をここに求めようとしているのである。女性は妊娠、出産を契機として育児、家事を専業とする者であるべきとされ、男性は家庭を支えるため外で働くことを専業とすべきであるとされてきた。このことから妊娠をめぐつての固定観念が引き出される。すなわち妊娠、出産後の女性は職場の労働力として期待されないということで、それは解雇、強制休暇制度、出産後職場復帰を認めないという形で表われてくる。また妊娠は病気ではなく育児という別の職種への転換を意味するから、それは疾病保険の対象とする必要はないということもなる。この結婚生活における出産、育児を中心とする男女の役割分担という固定観念が種々の男女別扱いを正當化す

る。すなわち結婚している場合女性は夫の扶養者であるから、家族の扶養手当の給付については男女軍人の間に差異を置くとか、配偶者を失った男女に税免除や遺族給付の支払に際して差異を設けるという制度が生れてくるのである。また同じことから子供の遺産管理や親権行使に関して父母を別扱いすることや、親から受ける養育期間について男女児の成年齢に差異を置く制度が出てくる。このような結婚生活の中での妊娠、出産を中心とした役割分担は未婚の女性の地位にも影響を与えていたことは否定できない。

以上のような伝統的な役割分担型思考が存在している一方で、現実には多くの女性が経済的理由並びに自己の精神的充足を求めて家事、育児以外の役割に就いており、またそれを求める声も強い。この社会事実の急速な変化により伝統的固定観念がもはや維持できなくなってきたことを一九七〇年代に入つてからの一連の性差別関係判例は示しているといえよう。この固定観念に基づく女性の別扱いは過去の現象であると最高裁自身が認定したものが最後にあげるティラー事件（資料¹⁰）である。

アメリカ憲法は個人の人格の尊厳性という価値に支えられている。それは精神活動、経済活動における個人の自由の保障ということから推し測られることである。ここでの問題はこの個人は性的に中立のものとして扱われているかどうかということであり、一連の性差別事件が求めていた事柄は憲法の採択している個人の概念が性的に中立のものであるという裁判所の確認であった。このような確認を求めることの背後には、個人は各人の能力によって判定されるべきであり性によって区分されることはならないという考え方がある。人種と同じように性は出生の偶然によって決定されるものであるから、それによつて陪審勤務は女性本来の仕事（家事、育児）の重大な障害となるという伝統的観念に基づく考え方があった。最高裁は一九六一年

には同じような争点をもつた事件⁽¹⁷⁾に対しても憲法判断を下す中で、依然として女性は家庭、家族生活の中心とみなされていると述べ、この伝統的観念を再確認したが、今事件ではこれを遠い過去のものとして否定したのである。すなわち女性の社会的役割についての伝統的観念を支える社会事実の変化を認定することで、このような固定観念に基づく法律を憲法違反としたのである。ここに至って最高裁が十九世紀以来伝統的にとつてきた、女性の妻、母としての役割を神の法とする思考が大きく修正されたのである。

六、むすび

て個々人の将来が運命づけられるとすれば、もはや個人の人格を尊重するという考え方と相入れるものとはならない。憲法が個人、市民という中立概念をとっている一方で、現実には人種と並んで性による別扱いが容認されてきた。ここで取り上げた諸事件はこの矛盾を正そうとして提起されたものといえよう。

今まで見てきたごとくこれに対する最高裁の態度は、単純明快に性を理由とする区分は一切憲法の禁止しているところであるというものではなかった。これはアメリカ憲法は法の下の平等を保護するという一項を持つているだけで、性差別を明文で禁止する条項を欠いていることからきているのである。この平等保護条項の下で性による差別がこれに反するかどうかを判断しなければならなかつたところに、最高裁判所意見を多岐に別れさせた原因があるといえる。すなわち性による差別を一切禁止するという条文が投票権行使についてだけ存在していて他の事項との関係では存在していないことから、裁判所は性の関連した問題を個々に判断していかざるを得ないのである。この場合、裁判所は自らが発展させてきた、平等保護の下で事件を解決する際の三つの基準のいずれを性区分に適用するかを決定しなければならない。性そのものを suspect とみなせば、この性区分が採択されている法律の性格如何にかかわらず厳格な審査がなされ、性区分は違憲と判定される場合が多くなる。性を suspect

ct とみなさなければ、二つの道がある。一つは性区分を採択している法律の性格に着目して判断基準を決め審査する方法であり、今一つは目的達成手段の側面から審査する場合である。最高裁はいまだ一致して性を suspect とみなすにいたつておらず、すべての事件を後者の二つの方法で解決しようとしている。そこから法律の性格を経済社会立法とみなした場合には合憲判断に結びつき、手段審査を行つた場合には違憲判断の結果が生れたのである。性を suspect の中にに入れればその判断結果は測される。しかし今回の一連の違憲判断と結びついた手段審査はその判断結果の予測が立たないところに特徴がある。なぜなら目的と手段の実質的関連の認定は個々の事件によつて異なるからである。個人が憲法の下で性的中立の概念であることについて裁判所の確認を求めようとする場合、裁判所が現在のように手段審査あるいは社会経済立法を理由とする合理性テストを取りつづけるかぎり、必ず違憲の判断を得るとはかぎらないことになる。このことはある種の性による区分は憲法上認められるとということになり、それは憲法の採択している個人、市民の概念は一部的に中立ではないということを意味するようにもなる。ここに七〇年代に入ってからの性差別に関する最高裁の判断は画期性を持つと同時に、根本的問題の解決にはなつていな

性による差別とアメリカ憲法 (3) (完)

同志社法序 11丸巻1号 105 (105)

こわれた面が存在するに過ぎない。この根本的問題の解決は、一つの方法による達成を待たねばならぬのである。一つは最高裁判が現行法の下で性を人種と同じくして suspect の中に入れることによる解決であつて、もう一つは憲法を改正して性によると認められた区分を禁止することである。すなはち現在提起されてゐる憲法修正案が通れば性を理由とする区分は一切禁止され、更に男性、女性という文言を使わなくとも一方の性に特有の性質を理由とする区分は suspect とされて厳格審査に付されるに至るのである。

こられるの性差別の撤廃という根本的問題は何かの形で解決されねどあらう。それは性に基づく役割分担が法による支えを失ふ、役割の分担は個人の意思により決定されないと意味するのである。

(1) Reed v. Reed, 404 US 71 (1971); Stanley v. Illinois, 405

US 645 (1972).

(2) Frontiero v. Richardson, 411 US 677 (1973); Schlesinger v. Ballard, 419 US 498 (1975).

(3) Kahn v. Shewin, 416 US 351 (1974); Weinberger v. Wiesenfeld, 95 S. Ct. 1225 (1975).

(4) Stanton v. Stanton, 95 S. Ct. 1373 (1975).

(5) Reed, Frontiero, Stanley, Stanton, Wiesenfeld 各事件判決参照。

(6) Kahn, Ballard 判決参照。

(7) Katherine T. Bartlett, *Pregnancy and the Constitution: The Uniqueness Trap*, 62 CALIFORNIA L. REV. 1532, 1535 (1974).

(8) (種々妊娠休暇等を違憲とする判例) : Green v. Waterford Bd. of Educ., 473 F. 2d 629 (1973); Williams v. San Francisco Unified School Dist., 340 F. Supp 438 (1972); Jinks v. May, 332 F. Supp 254 (1971), 464 F. 2d 1223 (1972); Robinson v. Rand, 340 F. Supp 37 (1972); Bravo v. Bd. of Educ., 345 F. Supp 163 (1972); Pocklington v. Duval County School Bd., 345 F. Supp 501 (1972); Heath v. Westernville Bd. of Educ., School Dist., 363 F. Supp 944 (1973); Buckley v. Coyle Pub. School Sys., 476 F. 2d 92 (1973); Bowen v. Hackett, 361 F. Supp. 854 (1973).

(9) (種々不平等) Schattman v. Texas Enpl. Comm., 459 F. 2d 32 (1972); Gattierre v. Laird, 346 F. Supp 289 (1972).

(10) LaFleur v. Cleveland Bd. of Ed., 326 F. Supp 1208 (合憲), 465 F. 2d 1184 (違憲); Cohen v. Chesterfield County School Bd., 326 F. Supp 1159 (違憲), 474 F. 2d 398 (合憲) など、争点は女や娘連邦控訴裁判所の意見に対するものである。

（10）Irrebuttable Presumption Doctrine の性格について、「性による差別」と「男女差別」の区別について、「法律上の区分と反証を許さない推定」恒掲社トマス研究二三号一頁（一九七七年）を参照。

(11) 359 F. Supp 792.

(12) Geduldig v. Aiello, 41 L Ed 2d 256, 264, note 20.

(13) Bartlett, *supra*, 1551-1552.

(14) 一方の性に特有の肉体的特質を理由に不利益扱いをする事例。

Ambulance Serv., Inc., 348 F. Supp 316 (1972); Brenden v. Independent School Dist., 342 F. Supp 1224 (1972) を参照。

註 Comment, Geduldig v. Aiello: Pregnancy Classification and the Definition of Sex Discrimination, 75 COL. L. REV. 441, 442 (1975).

(15) Bartlett, *supra*, 1555-1563; John D. Johnston, *Sex Discrimination and the Supreme Court*—1971-1974, 49 NEW YORK UNIV. L. REV. 617, 673-(1974).

(16) Bartlett, *supra*, 1532-1533.

(17) Hoyt v. Florida, 368 US 57, 61-62 (1961)

(18) Bradwell v. Illinois, 83 US 130, 141 (1873); Muller v. Oregon, 208 US 412, 421-22 (1903).

(19) Bartlett, *supra*, 1565; Brown, Emerson, Falk & Freedman, *The Equal Rights Amendment: A Constitutional Basis for Equal Rights for Women*, 80 YALE L. J. 871, 893-94 (1971) 註 Hillman, *Sex and Employment under the Equal Rights Amendment*, 67 NW. U. L. REV. 789 (1973) 参照。

スチュワート判事が法廷意見を述べた。

No 72-777 事件の被告、並るに No 72-1129 事件の原告は公立学校の女性教師である。一九七〇年から一九七一年学年暦に各人は各地方教育委員会に対し妊娠していることを報告した。各人は強制的な出産休暇規則により出産予定日の数ヶ月前に無給でその職を離れるよう命ぜられた。これらの事件は、このような教育委員会の規則の合憲性の判定を求めて当法廷に提出されたものである。

I

No 72-777 事件の被告ジョー・キャロル・ラフラーとアン・

マリザベス・ネルソンはオハイオ州のクリーブランチ教育委員会により傭われている中学教師である。一九五二年に最初に採択された規則に従って教育委員会はすべての妊娠している学校教師に出産予定日の五ヶ月前から無給で出産休暇をとるよう要請している。このような休暇の申請は休暇をとる二週間前までになされねばならない。出産休暇をとった教師は子供が三ヶ月に達した日以後にくる次の学期の初めまで職場に復帰するといは許されていない。この教師の健康を保障する医師の証明書が職場復帰の必須要件である。その上で健康診断が要請される」とになっている。出産休暇をとった教師は出産後の再就職を約束さればいいなく、単に彼女が資格を持っている職場に再び復

総論 ⑧

クリーブランチ教育委員会トニー

Cleveland Board of Education v. LaFleur, (No 72-777); Cohen v. Chesterfield County School Bd., No 72-1129, 414 US 632 (1974)

帰するに際し優先権を与えられるにすぎない。この強制的な出産休暇条項を守らないことは解雇理由となる。

ラフラー夫人もネルソン夫人も無給の出産休暇をとる意思はなく、各人は学年暦の終りまで教えつけたいと思っていた。しかし強制休暇規則の故に各人は一九七一年三月仕事を離れるよう命ぜられた。そこで二人の夫人はこの強制休暇規則の合憲性を争って 42 USC 1983 にもとづきオハイオ州北部管轄連邦地方裁判所に別々の訴訟を提起した。連邦地方裁判所はこれら訴訟を合同審理した結果、原告の主張を退けた (326 F Supp 1208)。第六巡回区合衆国控訴裁判所の小法廷はクリーブランドの当該規則は修正一四条の平等保護条項を犯すと判断してこの判決を破棄した (465 F 2d 1184)。

No 72-1129 事件の原告スレザン・コーエンはバージニア州チエスター・フィールド郡教育委員会により採用されていた。同教育委員会の出産休暇規則は、妊娠している教師に少くとも出産予定日の四ヶ月前には仕事を離れることを求めていた。そして少くとも出産予定日の六ヶ月前に教育委員会に対し書面による報告がなされねばならない。出産休暇をとった教師は、彼女が肉體的に再就職に適しているという医者からの書面による証明を提出する時、並びに子供の養育によって任務遂行に支障をきたさないことを保証できる時、雇用に対する再資格ありと認

定される。この教師は再資格ありと認定された日以降に始まる学年暦の第一日までには再就職することが保障されている。

コーエン夫人は一九七〇年一月チエスター・フィールド郡教育委員会に妊娠の事実と出産予定日は一九七一年四月二八日であることを報告した。彼女は最初一九七一年四月一日まで教えつづけることを許可されるよう要請した。教育委員会はこの申請を拒絶し、その後彼女が行つた第一学期の終りである一九七一年一月二一日まで教えることを許可してほしいという要望をも拒絶した。その代り彼女は一九七〇年一二月一八日に教職を離れるよう命ぜられた。そこで彼女は 42 USC 1983 にもとづいてバージニア東部管轄連邦地方裁判所に訴訟を提起した。連邦地裁は当教育委員会規則は平等保護条項を侵していると判定し救済を与えた (326 F Supp 1159)。第四控訴裁判所小法廷はこの判決を確認したが全裁判官出廷の法廷で再審理した結果、四対三の多数決で問題の規則の合憲性を支持した (474 F 2d 395)。

当裁判所はこのような公立学校教師に対する強制出産休暇の合憲性に関し控訴裁判所の間に生じた意見の対立を解決するために両事件に対し移送令状を出した (411 US 947)。

の自由は、修正一四条の適正手続条項により保護されている。皿田の「(ドナルド)を長く間認めた」(Roe v Wade, 410 US 113; Loving v Virginia, 388 US 1; Griswold v. Connecticut, 381 US 479; Pierce v Society of Sisters, 368 US 510; Meyer v Nebraska, 262 US 390; また Prince v Massachusetts, 321 US 158; Skinner v Oklahoma, 316 US 535 などを参照)。当法廷が Eisenstadt v Baird, 405 US 438 事件において言及したところ、「子供を生むかいかの決定のようなる人に基本的に関わるべき事項は政府の不当な干渉を受けなく」という権利が存在するのである。

子供を生む決心をしたことを理由に妊娠教師を不利益扱いする「ルール」との非常に規制的な出産休暇規則はこれらの保護されてくる自由の行使に重い負担を課してくるのである。公立学校の出産休暇規則は「人間の持っている基本的な市民権の一員」(Skinner v Oklahoma, *supra*, at 541) に直接影響するものである。されば、修正一四条の適正手続条項はこのような規則が教師の持っている憲法上の自由のうちの重大な領域に不必要にして専断的に踏み込むものではならないという。これを求めていたのである。これらの事件において当法廷に提出されている問題点は、クリーブランド、並びにチコスター・フィールド郡教育委員会の規則の背景となりこれにより達成されよ

うとしたる利益は、同規則が採用している個々の手続を正当化であるからかというのである。

これら事件において関係教育委員会は各々の強制的出産休暇規則に対し二つの基本的には重なり合っている説明を行っている。第一に彼らはいつ妊娠教師が職場を離脱すべきかにつき前もって知ることは資格を備えた代替者をみつけて備う上で役立つことであるから、確定した職場離脱日を定める」とは教室の授業の継続性を維持するために必要であると主張している。第二に教育委員会は、少くともある教師は妊娠後期においては任務のうちの一定のことを肉体的にみて十分果すことができなくなると主張し、この出産休暇規則を正当化しようとしている。妊娠教師を妊娠の後期期間教室から排除することにより、当該妊娠休暇規則は教師と生まれてくる子供の健康を守る一方で、生徒がいつでも教室に肉体的に十分な力を備えた教師をあてがわれるのを保障しているのであると主張されている。

教育の継続性ということが重要にして正当な教育上の目的であることは否めない。妊娠教師に彼女らの状態について教育委員会へ早い段階で報告するよう求めている規則は、の継続性という重要な目的に対する行政上の計画をたてる上で明らかに役立つものであろう。しかしグリーン対ウォーターフォード教育委員会 (Green v Waterford Board of Education,

473 F 2d 629, 635)において第二管区控訴裁判所が言及したように「妊娠教師が教育委員会に職場離脱の確定日を告げる場合継続性という価値は保持される。五ヶ月の終りとして定められた専断的な職場離脱日は、出産に接近した時点で定められる場合と同じように当該教師と代替教師間に計画性のある秩序だった交替を容易にするとは思われない。実際後者の場合の方が教育委員会に満足のいく長期の代替者を得るためにもっと多くの時間を与えるのである。」

したがってクリーブランド並びにチエスター・フィールド郡規則における前もっての報告義務を課している条項は非常に合理的なものであり教育の継続性という目的を達成する上ではたく必要であると考えられる一方で、妊娠四ヶ月または五ヶ月の終りに教えることをやめるという絶対的要件は合理性も必要性もないことである。もし継続性ということが唯一の目的であるなら充分なる日時をもって前もって報告するという要件が保持されているかぎり、妊娠のもつと後期に職場離脱日を定めていそれは当該規則と同じようにまたはそれ以上に目的に資するものであろう。実際教師自身が職場離脱をする日を自ら選択することが許されるとても少くともその決定が選定日に充分先立つてなされることと、それについての報告をすることが命じられているかぎり継続性はまさに充分確保されると思われる。

実際妊娠五ヶ月とか六ヶ月は各教師にとって明らかに学年暦の異った時点で始まるものであるから、クリーブランドとチエスター・フィールド郡の現行規則はそれらがまさに促進しようと考えている継続性という目的そのものの達成をさまたげる機能を果すことが考えられるのである。たとえばラフラー夫人とネルソン夫人にとつては妊娠五ヶ月の開始は一九七一年三月に起つた。したがって両人は学期の終りまで完全につとめたいと思っていたとしても学年暦上ほんの数ヶ月を残した状態で仕事を離れるよう命じられた。同様に継続性というものが唯一の目的であるとすれば、チエスター・フィールド郡の規則がコーベン夫人に彼女が希望した一月の学期末ではなく一九七〇年一二月中旬に仕事を離れるよう命じたことは皮肉なことに思える。

したがって当法廷は、当該強制的休暇規則中に定められている専断的な職場離脱日は教育の継続性を維持するという有効な州の利益に対し何ら合理的な関連性をもつていないと判断するものである。教師が彼女らの状態について十分前もって報告をするよう求められているかぎり、妊娠の後期段階に確定日を定めるとしてもそれはまさに教育委員会の目的に十分資するものであると同時に、女性の憲法上保障されている自由の行使にはかにゆるい負担を課すものである。

妊娠五ヶ月から六ヶ月の初めに職場離脱日を定めることは教

育委員会によって主張されている今一つの理由、すなわち肉体的に不適格な教師を教室から排除する必要性というものに基づいて正当化されうるかどうかに関する問題が残っている。このような目的が教育上並びに安全上の理由に基づいてまゝたく正当なものであることについては疑いの余地はない。そしてこれら事件においては相対立する医学上の証言がたくさん出されているにもかかわらず、少くともある教師は妊娠後期においては任務を効果的に果すことが肉体上できなくなると推定することは可能である。（ただしこれは当事件には関係のないことである。）

クリーブランド並びにチヨスター・フィールド郡の強制的な職場離脱条項は、たしかに肉体的能力のなくなる可能性が考えられる妊娠教師の教育から教室を切り離す機能を果している。しかし問題はこの規則は適用範囲が広すぎはしないかという、とある（参照、*Shelton v Tucker*, 364 US 479）。この問題点については広すぎるという解答が与えられねばならない。といふのはこの条項は妊娠五ヶ月から六ヶ月に達している妊娠教師はすべて肉体的に教師を継続できないという決定的な推定に当るからである。このには各教師のもつてている仕事継続上の能力に関し教師の医師または教育委員会の指定医師による個別的判定が存在していないのである。このルールは肉体的不能について

ての反駁を許さない推定を含んでおり、その推定はある女性の肉体的状態に関する医師の証明がまったく逆の場合でさえ適用されるのである。

当裁判所が前開廷期の *Vlandis v Kline*, 412 US 441 事件において言及したとく「永遠に反駁を許さない推定は修正五条並びに一四条の適正手続条項の下において長い間許されないものとされてきた」。ブランドンデス事件において当裁判所は州立大学の減額授業料を受ける資格のために非居住についての反駁を許さない推定を命じて、コネティカット州法を、修正一四条の適正手続条項の下において憲法違反と宣告した。われわれはこの事件において「個々人に対し、非居住という永遠にして反駁を許さない推定を理由に、住民に対する授業料率を拒否することは適正手続条項によって禁止されている。この場合この推定は実際上必ずしもまたは不遍的に正しいものとはがぎらないし、州はこのような重大な決定をするについては他の合理的な別の手段を持っているのである」と述べた。

同様にスタンレー対イリノイズ (*Stanley v Illinois*, 405 US 645)において当裁判所は、未婚の父はその子供を育てる能力がないという反駁を許さない推定を含んでいるイリノイ州法は適正手続条項を侵すと判定した。この制定法の推定のゆえに州は母親が死んだ場合父親に親としての適格性証明の機会を認め

すにすぐたの非嫡出子の後見者となつてはいた。当裁判所がこの問題について述べたように「おやじく州が主張しているように大半の未婚の父は適格性をもたらず、義務を遂行しない親であるかもしれない。またスタンレーがこのような親の一人であり、故にその子供は他人の手に託されるべきであるといえるかもしれない。しかしすべての未婚の父がこのような範疇に入るとはかぎらない。ある者は自分の子供を保護するのにまったく適しているのである」（*Id.*, at 654）。ソリド当裁判所は、州は特定の未婚の父親が子供を育てる上で適格性を欠いていると決定的に推定する」とはであつて、適正手続条項はもつと個々人にもとづいた決定を要請してはると判定した。（*United States Dept. of Agriculture v Murry*, 413 US 508; *Id.*, at 514-517, 37 L Ed 2d 767 (concurring opinion); *Bell v Burson*, 402 US 535; *Carrington v Rash*, 380 US 89 を參照）。

これらの諸原則が、当法廷に提出されている本件判決を拘束するものである。これらの事件における医学専門鑑定家は多くの点において意見を異にしているが一つの点に関しては全員意見を同じくしている。それは妊娠の一一定時期を過ぎた後における特定の妊娠女性の仕事継続能力はまったく個人的な事柄であるという点である。たとえ（本件には関係ないが）当該規則中に定められている特定の職場離脱日以降において肉体的に働く

とのできない女性が存在すると仮定しても、クリーブランドとチニスター・アーレンド郡の規則が認めてくるよりはもう少し長い間完全に仕事を継続できる教師は多く存在することは明らかであろう。実際これらの規則中に体現されている決定的推定はブランディス事件中の推定と同じように「必然的にも不遍的にも正しくない」ものであり適正手続条項を侵すものである。

教育委員会はこの強制的職場離脱日は行政上の便宜性という利益に資する、なぜなら妊娠教師の事例はたくさんあり、したがつてこの規則は事例毎に決定する必要性をなくしているからと主張してきた。たしかに教育委員会はこの領域において彼らがもつてている正当な目的を達成するための迅速かつ有効な手続を考案する利益をもつていて、しかし当裁判所がスタンレー対イリノイズ事件において述べたとく「憲法は迅速性並びに効率というもののよりはもつと高い価値を認めているのである。実際、権利章典一般につき、また特に適正手続条項について、これらは平均的な公務員と同程度おそらくはそれ以上に優秀な公務員の特質とそれがちな能率、効率に対する非常な関心から弱い市民のこわれやすい価値を保護するために考え出されたものだと述べる」とは当つていいであろう。

教育委員会がすべての妊娠女性は妊娠四ヶ月から五ヶ月経過後または第一ヶ月目においてさえ教える適格性を欠いていると

決定的に推定することはよりたやすいことであろうが、このようない行政上の便宜性だけをもつてしては別の点において法の適正手続を侵しているものを有効にするには十分でないものである。修正一四条は教育委員会のもつてている正当な目的を支えるに際しては、基本的な憲法上の自由をこのように広く侵害しないようない行政手段を採用することを求めているのである。

したがつて当裁判所は教育の継続の必要性ということとも、また肉体的に不適格な教師を教室から排除するという州の利益も、クリーブランド並びにチエスター・フィールド郡教育委員会が採用した徹底した強制休暇規則を正当化できないと判断する。この規則は称賛すべき目的を達成するための善意の試みを表明しているが、それは子供を持つという決定をしたがゆえに女性教師を不当にも不利益扱いするような反駁を許さない推定を採用しているがゆえに、修正一四条の適正手続条項の下での審査に耐えられないものである。

III

強制的な職場離脱条項に加えてクリーブランドとチエスター・フィールド郡の規則は出産後職場へ復帰する教師の資格に関し制限を加えている。ここでもまた教育委員会は職場復帰規則に対し二つの正当化を行つていて、すなわちそれは教育の継続性と教師の職場復帰時における十分な肉体的能力状態の確保とい

うことである。休暇条項においてそうであったように、問題点は教育委員会の掲げている目的が正当なものであるかどうかではなく、むしろこの目的を達成するために選択された手段が教師のもつている憲法上の自由を不正に侵害しているかどうかということである。

クリーブランドの規則の下では女教師は子供が生後三ヶ月に達した後に来る次の学期の初めまで職場に復帰する資格はない。教師の健康を保証する医師の証明書が復帰に先立ち要請される。さらに医師の診断が教育委員会の選択で要請される場合がある。

No. 72-777 事件における被告は、クリーブランド規則中のある医学上の要件、または出産に続く次の学期まで職場復帰の資格を制限するという政策について真剣に争つてはいない。医師の証明書またはそれを補足する健康診断に関する条項は教師の適格性について教育委員会が持つていて利益を保護する手段としては適用範囲を狭くしたものである。これらの要件は教師の状態に関し個々的な判断を認めており、したがつて休暇規則の中にあつた欠陥を避けているのである。同じように出産後の学期に復帰資格を限定している条項は、学期の途中で教室の担任に不必要的変更が起こることを避けるという教育委員会の利益に資する厳密に作成された手段である。

しかしクリーブランドの規則は、このような合理性をもつた

を不利益扱いしているのである。

当法廷はチエスター・フィールド郡の規則中にはこのような憲法上の欠陥を認識することはできない。同州の学校制度においては教師は彼女の医師からの健康証明を提出することでもって再就職の資格をもつことになっている。職場復帰はこのようないくつかの方法で実現するが、その一つは教師の有資格決定に続く次の学年暦の始るまでに保障されているのである。健康証明は教師の適格性という教育委員会の利益を守る上で合理性があると同時に適用対象も狭くされた方法である。

同時に次の学年暦開始まで職場復帰が延期される可能性があることは教育の継続性を維持するという目的に資するものである。要するにチエスター・フィールド郡の規則は保護されている憲法上の自由の行使に重い負担を課すような不必要な推定を採用することなしに本件における州の正当な利益に資するよう運用されているのである。

IV

以上述べた理由によりクリーブランド並びにチエスター・フィ

ールド郡の妊娠関係規則中の強制休暇条項は、保護されている憲法上の自由の行使に重大な負担を課すような不当な決定的推定を使用しているがゆえに修正一四条の適正手続条項を侵すところの制限は何ら正当な州の利益に資するものではなく、子供を生む権利を主張していることを理由に必要にも女教師が生後三ヶ月に達するまでの復帰を認めるとする条文だけを含んでいるのではない。さらに教育委員会は復帰規則が適用されるに先立ち、子供が生後三ヶ月に達するまで女教師に待機することを要請している。教育委員会はこの補足的な制限に対し何ら合理的な正当化理由を述べていないし、当法廷はそのようなものを何も認識することはできない。この三ヶ月条項が女教師はこの時点に至るまで復帰する上で適格性を欠くという教育委員会の考え方を反映している点において、この条項は休暇規則において反駁を許さない推定という難点を伴ったのと同じような憲法上の欠陥を持っているのである。さらにこの推定は明らかに不必要的なものである。なぜなら医師の証明書または健康診断を要請することでのある点に関する州の利益を完全に保護しているからである。また結局のところこの三ヶ月条項は教育の継続性ということに何ら関係をもっていないのである。というのは子供が生後三ヶ月に達する正確な時点は明らかに各教師にとって学年暦中の異つた時点で起るからである。

やべに No. 72-777 事件の原審判決は確認され、そして No. 72-1129 事件における原審判決は破棄され本件は以上述べた意見に従いやむに審理さるべく第四管区控訴裁判所へ差し戻される。

以上の如く判決する。

(ペウヨル判事が同意々見を述べている。レーンキスト判事が反対意見を述べている。この反対意見には長官が同意している。)

資料 ⑨

ゲダルティング対アイエロ

Geduldig v Aiello, 417 US 484 (1974)

ステュワート判事が法廷意見を述べた。

ほぼ三〇年間にわたりカリフォルニア州は、労働災害補償の適用対象となつていな疾病が原因で一時的に労働できない状態にある私企業労働者に対し給付金を支払う疾病保険制度を採用してきた。「疾病」を定義するに際して、その適用対象から妊娠に起因する一定の労働不能を排除している当該カリフォルニア州法の合憲性を争うため、被上告人は本件訴訟を提起した。被上告人達は当該州制定法の執行差止めを求めていたので、28 USC § 2281 と § 2284 に従つて合議法廷が開廷された。被上

性による差別とアメリカ憲法 (三) (完)

告人の略式判決申請に関して連邦地裁は、意見の対立はみたが、当該疾病保険条項は修正一四条の平等保護条項を侵すと判定し、当条項を今後執行することを差し止めた (359 F Supp 792)。連邦地裁は、上訴が継続している間当該判決の執行延期を求める州側の申立を却下した。そこで上告人である州側は同じ申請を当裁判所へ提出し、当法廷はそれを認めた (414 US 897)。続いて当裁判所は、当該上告についての管轄権ありと判断した (414 US 1110)。

I

カリフォルニア州の疾病保険制度はもっぱら加入被用者の賃金から控除される保険料からその資金源を得てある。この制度への加入は、被用者が州により承認されている任意の私的保険により保護されていかざり強制的なものである。各被用者は年額八五ドルを最高額として、給料の一パーセントを保険料として支払わねばならない。これらの保険料は疾病による失業に対する保障基金として積み立てられる。そして同基金は州の財務局内に特別の信託基金として設置管理されているものである。そしてこの制度にもとづく給付の支払にはこの疾病基金からなされるのである。

各被用者は疾病前一年間の基礎期間中、この疾病基金に対し最低所得三〇〇ドルの一パーセントにあたる保険料を支払つて

いれば疾病給付を受ける資格がある。保険を受けることのできる疾病にかかった場合には当人が基礎期間の終りの三ヶ月間に得た所得額によって二五ドルから一〇五ドルの「週給付金」を得ることができる。この給付金は疾病期間が八日を越えなければ、被用者が入院（この場合には給付金は入院第一日目から払われる）しないかぎり支払われない。「週給付金」に加えて入院している被用者は入院一日につき一二ドルの「附加給付金」を受けることができる。一つの疾病に対し支払われる「週給付金」は全額が基礎期間の間に受けとられる賃金の二分の一を越えないかぎり二六週間支払われることになっている。一つの疾病に対し支払われる「附加給付金」は最高一〇日間まで支払われる。

疾病基金に一パーセントの保険料を支払っている見返りとして各被用者は相当数の「精神的肉体的疾病並びに傷害」に起因する労働不能の危険性に対し保障されているのである（Cal. U. nemp Ins. Code § 2626）。しかしこの制度の下で給付金を支払う義務を負うのは必ずしもすべての労働不能状態についてではない。たとえばすでに触れたごとく八日未満の労働不能は当該被用者が入院した場合を除いて支払われない。逆に二六週間を越えるどれか一つだけの労働不能に対しては給付は支払われない。さらに各人がアルコール中毒患者、麻薬中毒患者、性的精

神病者として裁判所の入院命令を受けたことから労働不能が起る場合にも支払われない。最後に失業保険法典の二六二六条はその適用対象から妊娠に起因する一定の労働不能を排除している。本件において争われているのはこの条文である。

上告人はカリフォルニア州人的資源開発局長官である。彼は州の労働不能保険制度の執行責任者である。被上告人達はこの疾病基金に十分なる額の保険料をすでに支払い、この制度の下で給付をうける資格をえている四名の女性である。被上告人は各々妊娠しており妊娠の結果労働不能の状態にある。被上告人のうち三名、キャロライン・アイエロ、オーラスティナ・アーメンダリツ、エリザベス・ジョンソンに関しては、その労働不能は妊娠期間中に起つた異常な余病併発に起因するものであつた。他の一名ジャクリーン・ジャラミロは普通の妊娠状態で、この妊娠が彼女の労働不能の唯一の原因であつた。

本件に終始關係してくる失業保険法典二六二六条は次のように定めていた。「『病気にもどづく労働不能』または『傷害による労働不能』は精神的あるいは肉体的疾病並びに精神的又は肉体的傷害の両方を含む。各人が肉体的又は精神的状態のゆえに通常の仕事を遂行できない場合はいつでも労働不能とみなされる。どの場合においても『疾病による労働不能または傷害による労働不能』という文言は妊娠期間中並びに出産後二八日間の

間・この妊娠によりあるいは妊娠に関係して起る傷害または病気を含まない。」（傍点付与）。上告人はこの法律の最後の条文を妊娠に起因する労働不能に対し給付支払いを排除するものと解釈適用した。その結果、被上告人達はこの条項を理由に疾病給付をうける資格なしと判定されたのである。そこで彼女らは同条項の執行差止めを求める訴えを起こした。連邦地裁は「妊娠に關係した労働不能を排除することは正当な州の目的に合理的かつ實質的な関連性をもっている区分にもとづくものではない」と判断して当該排除は平等保護条項の下では憲法違反であると判決した（359 F Supp, at 801）。

本件の連邦地裁判決が下る直前にカリフォルニア控訴裁判所は子宮外妊娠を患つていてる女性によって提起された訴訟で、二六二六条は妊娠期間中起る余病併発の結果による労働不能を理由に給付支払いを禁止するものではないと判決した（Rentzer v. Unemployment Insurance Appeals Board, 32 Cal App 3d 604, 108 Cal Rptr 336 (1973)）。当該州裁判所は正常妊娠に伴う労働不能に対してだけ給付金支払いを排除するものであると当法を解釈した。上告人はこの解釈を受け入れ「妊娠給付金」すなわち正常な分娩と回復に対する病院入院費と疾病給付の支払いのみを排除するという行政通達を出した。

Rentzer 判決は、本件の連邦地裁判決の出る約一〇日前に下

されたけれどもそれに対し同裁判所は何らの注意を向けていなかつたことは明らかである。そこで上告人はカリフォルニア控訴裁判所がレンツァー事件で二六二六条に対して下した解釈に照らして判決の再考を連邦地裁に願い出た。意見の対立を見たが同裁判所はこの再考申請を却下した。たしかにより限定的な判決が望ましいものではあるけれども、当法廷は、連邦地裁の上告人申請却下は連邦地裁判決がレンツァー事件で二六二六条に対し与えられた（カリフォルニア州裁判所の）制限的解釈によつて影響を受けるものでないと判定したものと解釈するものである。

レンツァー判決並びにその結果出てきた修正行政通達のゆえに被上告人アイエロ、アーメンダリッジ、ジョンソンの三名はその労働不能が正常な妊娠、出産、以外の原因によるものであったので、当該疾病保険制度の下で給付を受けられることになった。以来彼女らの請求に対しては支払いがなされてきている。しかし被上告人ジャラミロに関してはその労働不能が正常な妊娠と出産だけに起因するものであるから、二六二六条は依然として給付支払いを禁止している。したがつてジャラミロだけが二六二六条の効力に關し上告人との間に依然として有効な争点をもつてゐることは明らかである。他の被上告人達の主張はレンツァー判決が当条項の解釈適用に与えた変化により効力をも

たないもの（仮空のもの）となつた。したがつて本件上告に關し当法廷に提出されている争点は、カリフォルニア州の疾病保険制度はその正常な妊娠、出産に伴う労働不能に対し保険給付を支払わないことにより、ジャラミロ並びに同じ状況におかれている者に対し許されない差別を行つているかどうかということである。

II

カリフォルニア州がこの給付制度を、主に保険の考え方方に添つて機能するような保険制度の一つとして設立させようと考へていたことは明らかである。この制度は一九四六年に始められて以来まつたくの独立採算制をとつており疾病給付または病院治療給付を支払うために一般的な州の予算に財源を求めたことはなかつた。この基金は参加被用者によりかけられている年間賃金の一パーセントの保険料によつてすべてまかなわれているのである。口頭弁論において上告人側弁護士は近年疾病基金予算の九〇パーセントから一〇三パーセントは疾病並びに病院治療給付金として支払われてきているという報告を当法廷に行つた。このような事情は、一パーセントという保険料率は、簡単に計算できるということ、支払われる給付金の水準、この制度の下で保障されている労働不能の危険等に対し密接かつ重大な関連性を持つてることを強く物語つてゐるのである。

何年にもわたつてカリフォルニア州は一パーセントの水準以上に保険料率を上げないという強い公約を実施してきた。同州は非常に低い所得の被用者を含めた全被用者により享受されるような最も広範囲の可能な疾病保障を供給しようとしてきた。もつと大きな率の保険料とか均一のドル額による保険料率といふものが最低所得の被用者に非常に重い負担を負わす益々後退的な保険料を課すことになるがゆえに、必要保険料を一パーセントという水準から変更しようとする試みに反対してきたのである。したがつてこの制度は年額一パーセントという保険料で疾病基金の支払能力を維持するよう、給付金の水準と保障される危険性の観点から組み立てられているのである。

州に、正常な妊娠と分娩に伴う労働不能に対し給付金支払を命ずるに際し、連邦地裁は「これらの疾病を適用対象にする」とは非常に出費がかさむものであるから、これらの疾病を含めるとすれば被用者の保険料によつて支えられている制度を維持することは不可能になる」という州側の主張を認めた (359 F Supp, at 798)。これによつてふえる費用がどの程度大きいものかに関しては当事者間にかなりの意見のくい違いがあるが、それは明らかにかなりの量のものとなるだろう。それを検討するため連邦地裁は州側の見積り(年間一億ドルの超過となる)を受け入れた上で次のように述べた。「これらの疾病を含んで

もの」の制度を存立不可能にしない」とは明らかである。その増加額は保険料率、支払われる最高給付額ならびに「この制度の支払能力に關係してくるその他の要因に合理的な変更を加えることによつて、まゝたく容易にまかなうことがでゐる」であると。(Id.)。

「これら「変数」（被用者の疾病を保障するに適したものと考えられている給付水準、この制度の下で保障されるものとして選定された危険、この制度の支払い能力を維持するためと同時に低所得被用者に最少の個人的負担でこの制度に参加することを許すために選択された保険料金の率）は州による政策決定を表明しているのである。本件の基本的な争点は平等保護条項はその労働不能が正常な妊娠と出産のせいである者に対し給付金支払いの財源を調達するためにこのような政策が放棄または手直しされることを求めているかどうかということである。

当法廷は、この労働不能を同法の適用対象から排除することは平等保護条項の下では許されない差別となるという見解に同意できない。カリリフォルニア州は同制度の下での疾病保険による保護を受ける資格をもつてゐる者に関して差別を行つてはいない。本件で争われている区分については、州が保障するためを選んだ一定の危険の適用対象を狭くしているといわれている。カリリフォルニア州は大部分の労働不能の危険を保障するための

制度を作り出したけれども、このようないくつかの危険すべてを保障するという立場をとらなかつた。この決定は参加被用者から控除されている年間保険料の率に表われてゐる。当裁判所は平等保護条項については一貫して、州は「立法者の目からしてむつとも急務と思えるような問題面にとり組む」とその都度問題を処理していくことがである。……議会はある分野のある問題を選び他の問題はおあわいに救済を適用してよるのである」と判断した。 (Williamson v Lee Optical Co. 348 US 483, 489 (1955); Jefferson v Hackney⁴ 406 US 535 (1972))。特に社会福祉計画に関しては州によって引かれる一線が合理的に支持可能なものであるかぎり、裁判所は適切な境界線に関し自らの判断をせはるまない。「平等保護条項は、州はある問題のあらゆる面に着手するかまたはその問題にまゝたく着手しないかの選択をしなければならぬ」と「ハントを要請するものではない。」 (Dandridge v Williams, 397 US 471, 486-487 (1970))。

連邦地裁は疾病保険制度の「変数」に適度の修正を加えることによつて、同制度の保障の範囲内に正常な妊娠を含めるために要する相当な出費をまかなうことができると述べた。しかしそうだとすると、その適用対象領域から排除されてゐる他の出費のかさむ種類の疾病、たとえば短期の疾病、に関しても同じ

ことが言えることになる。もし平等保護条項が正常な妊娠に対しても疾病給付支払いを命じていると考えられるなら、参加被用者が患つて短期の疾病に対する支給をもまた同条項はなぜ命令しないのか理解しがたくなるであろう。

すべてを包括する制度を作れば現行の制度より非常に費用がかさむことになり、必然的に州の補助、被用者によるより高率の保険料、保障されている疾病にかかっている者に対する給付率を下げる、またはこれらのいくつかを組み合わせて行うことを行ふようになることは明白である。しかしながら憲法中には、州に対しその正当な利益を現行制度よりもっと包括的な社会保障制度を作るためにのみ譲歩するよう求めているものは何も存在していない。

州はその社会保障制度の独立採算的性格を維持するという正当な利益をもつてゐる。同じように州はすべての疾病を不十分に適用対象とするよりもむしろ、適用対象とされている疾病に適切な水準で給付支払を行うような方法で、手許の財源を配分するという利益をもつてゐるのである。またカリフォルニア州は参加被用者、特にとも疾病保険の必要な状態にある低所得被用者に不当な負担をかけないような水準で保険料率を維持するということに正当な利益をもつてゐるのである。

これららの政策判断が、現行制度よりもっと包括的な保険制度を創設しないという州の決定に、客観的にして憲法上まったく許されうる根拠を与えてゐるのである。この制度によって保障されている危険の選定が、特定のグループを、このグループが指摘しているような総危険保護の観点からすると差別する機能を果してゐるという証拠は訴訟記録中に何も存在していない。

男性は保護されているが女性は保護されていないというような危険は存在していらない。同じように女性は保護されているが男性は保護されていないというような危険も存在していらない。

被上告人は他のすべての参加被用者に提供されているのと同じ保険保障を受けてきたが、彼女は同計画の保護の対象外とされている危険に出会つた時、それを理由に差別を受けたと主張しているにすぎないのである。以上述べてきた理由により当裁判所は、この主張は修正一四条の平等保護条項の下においては有効なものではないと判断する。

よつて当裁判所によつて出された判決執行延期命令は取り消され連邦地裁判決は破棄されるものとする。

ブレナン判事が反対意見を述べた。ダグラス、マーシャル両判事がこれに賛成してゐる。

Dandridge v Williams, 397 US 471 (1970) 並びに Jefferson v Hackney, 406 US 535 (1972) の両事件に依拠して、

当法廷は本日被上告人の平等保護条項に基づく主張を退けカリフオルニア州の疾病保険制度のもとで正常な妊娠に關係した労働不能をその対象領域から排除することを支持した。その理由はこの立法上の区分は「州の保険制度のもつ独立採算的性格を維持し、……」の制度の適用をうける疾病に対し適切な水準で給付支払いを行つてけるような方法で手許の財源を配分し：そして参加被用者に不当な負担をかけないような水準で保険料率を維持するところ「州の正当な経費節約」という利益を合理的に促進しているところである。私はリード対リード（Reed v Reed, 404 US 71 (1971)）とフロントイド対リチャードソン（Frontiero v Richardson, 411 US 677 (1973)）は、（本事件で多数意見が適用したものより）より厳しい審査基準の適用を命じており、そして当該州の区分はこれを満していないと確信するがゆえに、私は多数意見に敬意を表しつつも反対する次第である。

カリフオルニアの疾病保険制度は、所得を失うことによる經濟的な影響と疾病又は傷害から起る医療費を緩和するよう、給与生活者に給付金を出すことにより州の失業保険並びに労働災害保険制度を補足するために作られた。この制度を作るに際しての立法部の意図は失業保険法典二六〇一に明らかに表明されている。すなわち「本条項の目的は疾病または傷害のゆえに失

業した者が何らかの賃金の喪失を一部保障し、病気傷害の結果の失業による苦しみを最少にする」とある。本条項は疾病のため失業した者とその家族にふりかかる害悪並びに負担をやわらげるという宣言された目的に添うように柔軟に解釈されねばならない」と。

同法のこのよう広い人道的目的を達成するために、議会は個々の危険に関係なく同じ率の保険料ですべての被用者を対象とする共同出資による疾病に備えた基金を創設した。被用者が疾病給付を受ける資格を得る前に満たさねばならない唯一の要件は、被用者は一年間の基礎期間の間最低所得三〇〇ドルの一パーセントの保険料を出していなければならぬことである（Cal Unemp Ins Code § 2652）。「基本給付」は被用者の基礎期間内の所得によって一週二十五ドルから一九ドルの幅があるが、疾病第八日目、または入院加療第一日目から支払われる（§§ 2655, 2627 (b), 2802）。給付は最高一六週まで支払われるが被用者の基礎期間所得全額の二分の一を越えてはならない（§ 2653）。最後にこの給付は疾病における経費、任意性、特有性、予測可能性、または「常態」に関係なく、実質上すべての疾病に支払われる。従つてたとえば勤労者は心臓麻痺というような経費のかかる疾病、整形手術とか不妊手術というような任意的な疾病、前立腺炎とか鎌形赤血球貧血症というような性

または人種に特有の疾病、退行性関接炎とか白内障などというような必然的に疾病を引き起す先在状態、痛んできた親知らずを除去したり歯列矯正をするというような「常態における」労働不能に対し、支払われているのである。

同法の広い目的と適用領域にもかかわらず、女性だけがこうむる「常態における」妊娠との関係で出てくる労働不能に対しでは給付が否定されている (Cal Unemp Ins Code §§ 2626, 2626·2 (Supp 1974))。しかし妊娠による労働不能は同法の適用を受けている他の肉体的な疾病と同じように医師の診断を必要とし、しばしば入院とか麻酔、手術を含み、また生命に対する真の危険性を含む場合もあるのである。さらに妊娠に関係した労働不能によって引き起こされる経済的な効果は、他の疾病によって引き起こされる効果と性質上区別することはできない。すなわち肉体的に働けないことによって賃金は失われ子供の出産と出産後の治療のため経費が必要になるのである。女性に特有の性に関係した労働不能を好意的に取り扱わないことで州は疾病保障に対する二重の基準を作り出したのだと私は考える。すなわち女性労働者が救済をうけることのできる疾病に対しては制限が課されている一方で、男性は前立腺炎症、割礼、血友病、痛風というような性にのみまたは主にその性に関係のあるものを含めこうむる疾病すべてに対し完全な保障をうけている

のである。事実上、一つの法規が女性に適用され別のものが男性に適用されているのである。」のように一方の性に解きがたく結びついている肉体上の特質を理由にした男女の異った取り扱いは必然的に性による差別を形造っているのである。

この同じ結論は一九六四年公民権法第七章（これは一九七二年の平等なる雇用の機会に関する法によって改正された）の執行責任を負わされている連邦機関である「平等なる雇用の機会に関する委員会」 (Equal Employment Opportunity Commission) によっても導き出されてきている。同法は性にもとづく雇用上の差別を禁止しているものである。同法第七章に従って出され、雇用の際に妊娠にもとづく労働不能について不平等な扱いをすることを禁止している行政通達の中において、EEOCは次のように述べたのである。すなわち「妊娠、流産、墮胎、出産による労働不能と回復は労働との関係でみれば一時的な労働不能であるからこれらは、雇用関係において利用できる健康保険、一時的な疾病保険または病気による休暇制度の下においておいてこのように扱われるべきである。有給休暇の開始と期間、延長の可能性、年功その他の手当並びに特權の発生、復職、健康保険または一時的疾病保険または疾病休暇制度に基づく給付を含む成文又は不文の雇用政策と慣行は、公式のものであれ非公式のものであれ、それらが他の一時的疾病に適用されるのと

同じ条件にあって妊娠または出産に因る労働不能に適用されねばならない。」(29 CFR § 1064, 10 (b))^o 過去において立法上の区分が性によるものと決まつた時、最高裁判所は一般に経済問題または社会福祉問題に対し適用しておいたりとは正しかった。しかし厳格な司法審査基準を適用しておいたりとは正しかった。Reed v Reed, 404 US 71 (1971); Frontiero v Richardson, 411 US 677 (1973) の両事件も Dandridge v. Williams, 397 US 471 (1970); Jefferson v. Hackney, 406 US 535 (1972) の両事件と比較する。しかし本日の判決では最高裁は本件において採用された性による区分を、リーム事件とクローハート・ヨロ事件において憲法違反とされた性による区分からさしつかうに区別するのかにつき納得のいくような説明をしなじめまい。より高度の司法審査基準を放棄してもよいにみえた。本日の最高裁の判決は「伝統的な」平等保護条項分析により、性のみを理由に異った取り扱いをさる立法上の区分を支持した時代へと男女を逆戻りさせねどれがあら。(參照。だくべき Muller v Oregon, 208 US 412 (1908); Goesaert v Cleary, 335 US 464 (1948); Hoyt v. Florida, 368 US 57 (1961))^o

私は最高裁のこの明確なる退却に参加することができやしない。私は「性による区分は人種、外国人または出身国によるものとなるであらう。」(Ante, at 495)。医療されている疾病

に対する今日の給付水準は、被用者の保険料を増加させたり、年間保険料額の最高額を上昇させるかまたは州の補助金を確保するのでないかぎり維持することは不可能となるであろう。しかし伝統的な平等保護分析においてこのような金銭的考察がどのような役割を果たすのであれ、疾病保険制度の財政の保全をするという州の利益だけでは州が憲法違反の疑いのある区分を使うことを合憲とする」とはできないのである。というのは「州はその制度の財政を保全するという有効な利益をもつてゐる一方で、州はこののような目的を州民層の間に許されない区分をする」として達成してはならないからである。社会福祉に要する費用を節約するという理由をもつてしては他の点において許されない区分であるものを正当化する」とはできないのである。(Shapiro v Thompson, 394 US 618, 633 (1969))。

したがって法律上の区分が厳格な司法審査に服す時には、州は「給付金をあるクラスの者に排除する」ほどの金錢の節約にならう立証以上のことをしなければならぬ。(Memorial Hospital v Maricopa County, 415 US 250, 263, (1974). 並びに Graham v Richardson, 403 US 365, 374-375, (1971) を参照)。あるいは財政保全としてカリフォルニア州の正当な利益はもともと侵害性の少い性的に中立な種々の手段によつてたやすく達成されたであろう。連邦地裁が述べたところ、「しかし

ながら、この制度を拡大して妊娠に関連した労働不能をも含める際の費用についての州の算定を使用するとして、これらの労働不能を含めてもこの制度を壊すことにならないことは明らかである。これらの増える費用は保険料率、与えられる給付の最高額、この制度の支払能力に影響を与える他の要素に合理的変更を加えることによってまたやすく捻出する」とは可能である。たとえば被告によつて算定されている費用増加の全額は勤労者にその給料の約〇・三六四ペーセントにあたる額を加えて保険料支払いを要求する」と、ならびに年間保険料の最高額を約一一〇ドルに上昇さす」とにより達成できるのである。(395 F Supp 792, 798)。

以上の理由のゆえに私は連邦地方裁判所の判決を確認するものである。

資料 ⑩

トライラー対ルイジアナ州

Taylor v Louisiana, 419 US 522 (1975)

ホワイト判事が法廷意見を述べた。

本件が審理された時点では、ルイジアナ憲法七条四一節とルイジアナ刑事手続法四〇二条は、女性は陪審勤務につくについての希望をあらかじめ文書で提出しないかぎり陪審勤務のために

選出されないと定めていた。

I

上告人ビリー・J・ティラーは加重誘拐罪でルイジアナ州第二管区裁判所にセント・タマニー区の大陪審により起訴された。一九七二年四月一二日上告人は事実審裁判所に対し、翌日の彼の裁判をもって開始される特別刑事法廷期のために作成された小陪審員出頭令状の取り消しを申請した。上告人はこの小陪審員出頭令状からは女性が計画的に排除されているがゆえに彼は「社会の代表的部品から構成される陪審による公平な裁判」を受ける連邦憲法上の権利を剥奪されることになると主張した。

第二二裁判管轄区はセント・タマリーとワシントン教区によつて構成されている。被上告人はこれら教区内で陪審員勤務の資格を持つている者の五三パーセントは女性であるということ、並びにセント・タマリー教区における陪審機構に参加している者の中女性は一〇パーセントにもなっていないことを示した。一九七一年一二月八日から一九七二年一一月三日までの期間、セント・タマリー教区で小陪審員出頭令状にのせるために選出された一、八〇〇名のうち一二名が女性であった。陪審員勤務の資格をもつた女性と出頭令状中に実際に名前をのせられる者の間にこのような差ができるのは、ルイジアナ憲法七条四一

節とルイジアナ刑事手続法四〇二条を施行した結果であるといふこともまた明らかにされた。本件において全数一七五名になる出頭令状が一九七二年四月一三日に始まる陪審勤務のために作成された。その出頭令状には一名の女性もいなかつた。

上告人の出頭令状取消申請は即日却下された。裁判され有罪と判定をうけ死刑判決を言い渡された後、上告人はルイジアナ最高裁判所に審査を求めるにても彼は小陪審出頭令状はとり消されるべきであったという主張をくり返した。ルイジアナ最高裁判所は、この主張が女性の陪審勤務について取り扱っているルイジアナ州憲法と刑事手続法の条項の合憲性についての問題を提起していることを認めた上で、一名の判事が反対意見を述べたが、これらの条項は有効であり連邦法の下において憲法違反ではないときっぱりと判定を下した。(282 So 2d 491, 497 (1973))。

上告人はルイジアナ最高裁のこの判決を不服とし上告した。当裁判所はルイジアナ州における陪審員選出方法は上告人から修正六条並びに修正一四条の公平な陪審裁判を受ける権利を剥奪したかどうかについて考察するため本件に対する管轄権ありと判定した(415 US 911 (1974))。当裁判所はルイジアナ陪審員選定制度は公平な陪審裁判を受ける権利を剥奪したと判断し、憲法修正六条並びに修正一四条は本件においてルイジアナ

憲法七条四一節並びにルイジアナ刑事訴訟法四〇二条の施行により侵害されたと判定する。その結果上告人の有罪判決は破棄されねばならない。

II

ルイジアナ州の陪審員選定制度は女性を陪審員勤務の無資格者とはしていない。しかしそれを実施すると、その結果はこの社会で資格を備えた女性の数に比較すると非常に均衡を失しているほんの数名の女性だけが陪審員勤務を要請されることになるという」とである。したがって当法廷に提出されている争点は、この社会の中で資格を備えた陪審員のうちの五三パーセントを構成している確認可能な市民層を陪審員勤務から排除する機能を果している陪審員選定制度は、修正六条並びに修正一四条に適合するものかどうかということである。

州は第一に男性であるティラーは彼の裁判を担当する陪審員から女性を排除していることに異議を申し立てる原告適格を持つないと主張している。しかしティラーの主張は、彼は社会の公平な代表面で構成される陪審員出頭令状から選出される陪審員を得る憲法上の権利をもつているということ、並びに彼を裁判する陪審員からは女性が排除されているからこれは公平な陪審員ではないということである。ティラーは排除されているクラスに属している者ではなかつたが、ティラーが提起して

いるような主張は陪審員勤務から排除されているクラスに属するのである刑事被告人によってのみなされうるといふルールは存在していない。Peters v Kiff, 407 US 493 (1972) 事件において、白人である被告人は黒人が陪審勤務から組織的に排除されたという理由で彼の有罪判決を争つた。最高裁の六名の裁判官は原告はこのようないくの争点を提起する資格があることに同意し、そして彼の連邦憲法上の権利が剥奪されたと判定した。同様にティラーは本件において、女性が陪審勤務から排除されていることは彼が連邦憲法上与えられている類の事実認定者を剥奪されることになるという主張を提出し判断を受ける資格を与えられたのである。

III

本件が判定される前提として、修正六条の陪審裁判条項は修正一四条により州を拘束するものとなるというDuncan v Louisiana, 391 US 145 (1968) 事件における当法廷の判断が存在する。われわれの判断すべき点は小陪審員選出の台帳となる陪審員出頭令状、陪審員名簿に社会の公平な代表面が表わされていることが、修正六条の刑事裁判における公平な陪審裁判の保障を実現する上で不可欠のものであるかどうかといふことである。当裁判所の先例がこの点において参考にならう。一つは連邦裁判所における裁判の監督権行使過程において、いま一つは刑

事裁判と憲法との関係の両方において、最高裁はアメリカの陪審裁判の考え方を社会の公平な横断面から引き出される陪審員を予定しているということを明らかに宣言したのである。*Smith v. Texas*, 311 US 128 (1940) 事件において最高裁は「陪審員は社会を真に代表してゐる機関である」ということが社会の正義を達成する手段として陪審員を使うに際し確立されてきた伝統の一部である」と全員一致で判決した。陪審員勤務からある人種グループを排除する」ことは「われわれの民主社会と代表政治についての基本概念と相対立する」ものであると述べた。したがって陪審員として黒人を組織的に排除した結果作られた州の陪審制度は修正一四条の平等保護条項を犯すと判定された。

また *Glasser v. United States*, 315 US 60, 85-86 (1942) 事件では当裁判所は連邦刑事裁判と修正六条の陪審裁判の要請との関係において「何が適切な陪審員であるかについてのわれわれの考え方を民主社会と代表政治についてのわれらの基本的概念と調和する形で発展してきた」と述べ、そして陪審員は「『社会を真に代表している機関』であつて……どれか特定のグループまたはクラスから成る機関ではない」という当裁判所の理解をくり返したのである。

女性が州法の下において陪審員勤務資格をもちながら排除されていた陪審員によって下された連邦法上の有罪判決が *Balla-*

rd v. United States, 329 US 187 (1946) において審査された。連邦法上陪審員の構成を社会の横断面と合わせるように考えられていること並びに女性が排除されたという事実を確認した上で、裁判所は連邦下級裁判所に対するその監督管轄権限を行使して有罪判決を破棄した。*Brown v. Allen*, 344 US 443 (1953) 事件において最高裁判所は「われわれの負うているすべての連邦憲法上の権利を保護する」という任務は、陪審名簿の土台となるものが陪審員という市民の任務に人格的にも判断力においても適している人口の横断面を合理的に反映しているかぎり、最高裁は陪審員名簿の土台についての自らの適切性の概念を課すべきではない」と宣言した。

その後数年を経て、*Carter v. Jury Comm'n*, 396 US 320 (1970) 事件において最高裁は人種を理由に陪審員勤務から黒人を排除する」ことは「正に陪審の理念そのもの、すなわち『社会を真に代表している機関』（前出スマス対テキサスからの引用）という考え方に対する反対」とのべた。同じ頃、死刑を含まない刑事案件において六名の陪審員を使うことは社会の横断面から引き出される陪審員を提供していないが故に、修正六条を犯す」ことが主張された (*Williams v. Florida*, 399 US 78 (1970))。このような異議申立てを拒絶する過程で我々は、陪審員の数は「外部からの脅迫を受けないでグループ思考をすすめ

るに十分な大きさで、かつ、社会の横断面をまさに代表して、「より幅広い意見の大それども」べきだ」と述べた。(Id., at 100)。続いで *Apodaca v Oregon*, 406 US 404, 410-411 (1972) (plurality opinion) 事件で「社会の横断面を代表する一団の素人で構成された陪審が被告の有罪問題にかんして熟慮の義務と機会とを持つべきだ」と述べられた。同様に *Peters v Kiff*, 407 US, at 500 事件における三名の判事は、修正六条は社会の代表的横断面を構成する陪審を得る」とがであるといふことを留意していると述べたのである。

少くとも前出スミス対テキサス判決の出た一九四〇年以来みられ、そしてその間に介在する判決により否定されていないこの要件は、社会の代の最高裁の諸判断の明白に意味するところは、社会の代表的横断面から小陪審員を選出することとは修正六条の陪審裁判をうける権利の不可欠の要素であるということである。前出のダンカン対ルイジアナ事件の最高裁判決の直前に一九六八年の陪審の選出、勤務に関する連邦法が制定された。この法律において連邦議会は「連邦裁判所に於て陪審裁判をうける権利を与へられている全ての訴訟当事者は、法廷が開かれる管区又はその支部管区内にある社会の公平なる横断面から任意に選出される大陪審と小陪審とを得る権利をもつものである」という合衆国

の政策」(28 USC § 1861)を述べていた。この法律において連邦議会は、このよのうな宣明された政策が達成されるべき機構をも設立した(28 USC §§ 1862-1866)。この法律を通すに際して上、下両院の委員会報告書は、陪審は法の執行において政治的機能を果していること並びに陪審員が社会の公平な横断面から選出されるという要件はアメリカの裁判制度にとって欠かせないものであるといふことを認めていた。同法に関する上、下両院議場での討論では、この法律を支持するために修正六条、憲法一般、当裁判所の先例が援用された。

我々は公平なる横断面という要件は修正六条により保障されている陪審裁判にとり不可欠なものということをうけいれ、かつこの要件は確固たる根拠をもつものであることを確信するものである。陪審の目的は専断的な権力の行使を防止することである。すなわち、余りにも熱心すぎるか又は誤った検察官に対する障壁として、そして裁判官の専門家的またはおそらく条件を逸脱したまたは偏見をもつた反応に優先して、社会の常識的判断を得ることである。(Duncan v Louisiana, 391 US, at 155-156)。このような予防のための機構はもし陪審が国民の特別な部分のみで構成されたり、または大きな日立ったグループがその構成員の中から排除されるとすれば意味を果さないであろう。さらに、刑法の執行過程に国民が参加することは我々の

民主的遺産と一致するだけではなく、刑事裁判制度の公平性についての国民の信頼にとつてもまた重大なものもある。陪審勤務を特定グループにのみ限定するかまたは社会において主要な役割を果している確認可能な市民層を排除することを、憲法上の陪審裁判の概念と一致させることはできない。「陪審による裁判は、各事件における公平性と同様に社会を広く代表する陪審員名簿から選出された陪審を前提としているのである。……陪審のもつていていた広く代表しているという性格は、一つには広く行きわたった公平の保証として、また一つには正義執行過程に参加するの市民的義務であるが故に、維持されるべきものである」(Thiel v Southern Pacific Co., 328 US 217, 227 (1946) (Frankfurter, J., dissenting))。

IV

われわれはまた公平な横断面という要件が、本件に関係している裁判管轄内において陪審員資格をもつた市民の五三ペーセントにも及んでいる女性を組織的に排除することにより侵害されていると考える。このような結論は必然的に、女性は十分に数も多く存在し男性とは異った性格をもつものであるという判断、並びに彼女らが陪審員名簿から組織的に排除されるとすれば修正六条の公平な横断面という要件は満たされないという判断を伴うものである。おそれこの問題が前出のパラード対合衆

性による差別とアメリカ憲法 (三) (完)

しどちらかの性が排除されればひと味、すなわち明白な特質が失われることになるであろう。一方の性が排除されることは実際陪審員をしてある経済グループとか人種グループが排除される場合に考えられるよりも、もつと社会の代表性という性格を少くする」ことが予想される。」(329 US at 193-194)。この点に関してわれわれはパラード判決の最高裁の立場に同意するものである。すなわち公平な横断面というルールがわれわれが判断してきたように陪審員の選定を拘束するものであるとすれば、小陪審員が選出される陪審員名簿から女性を組織的に排除することはできないのである。この結論は今日各州の立法、憲法条項並びに女性に陪審員勤務の資格を与えていた連邦法において示されているこの国の最近の判断と一致するものである。

V

しかしながら、女性といふものは社会において特有の役割りを果しているがゆえに陪審勤務はこの機能の重大な障害となるものであるから、州はたとえほとんどすべての陪審員が男性となるとしても女性が任意に望むのでないかぎり女性をこの勤務から排除するのには十分な正当性をもつていう主張が残っている。Hoyt v Florida, 368 US 57 (1961) 事件でこのような免除に対しても十分合理的な理由が存在しているがゆえに、このような制度は適正手続条項、または法の平等保護を否

定していないと判断したことは事実である。しかしホイト事件は社会の公平な横断面から選出される陪審員の裁判を受けることができるという被告人の修正六条上の権利と、クラスとしての女性が組織的に排除される場合この権利を彼から奪うことになるというような問題は関係していなかった。適切な陪審の裁判を受ける権利は単なる合理性の理由のみでは否定できるものではない。陪審員としての資格を備えた者の五三パーセントを代表している女性がまったく実際的な目的のために陪審勤務から排除されることになつている場合にはもつと重大な理由が存在しなければならないのである。」のような理由は本件において提出されていなかつた。

州は特に任務遂行が難しい状態にある者、並びに仕事の中斷が社会の福祉にとって決定的な障害となるような特殊な職業に従事している者に対し陪審勤務の免除を認めることができる。(Rawlins v Georgia, 201 US 638 (1906))。」のような免除は残りの陪審員団が社会の代表でなくなるような決定的恐れを生ずるゝは思えない。しかし全女性を排除している制度はまったく別の問題である。女性各自が皆陪審勤務につくことは「特別難しい状態」にあたらるが、社会ほどの女性であれ彼女らが現在従事している仕事を中断することはできないということを今日述べることはむずかしい。」という事例は多く存在するだ

もうしまだ免除されるべきものを勤務につくべき者から選び出すのは煩わしいことでもあらう。しかしこの仕事は男性の場合には行われているのである。女性を取り扱うに際しての行政的な便宜性というものは、刑事裁判で陪審員によって代表される社会の判断の質を低下さす」とに対する正当性としては十分でない。

VI

この判断は当裁判所の三〇年以上に及ぶ諸判決のいくつかから、並びに連邦と州の両段階における法律の発展からして既定の判断のように見えるけれども、今日に至るまでいかなる事件においても、陪審員の出頭命令書から女性を排除することが、社会の公平な横断面から選出される公平な陪審による裁判を受けるという修正六条上の権利を刑事被告人から奪うものであるとはつきりと判決したものはないのは確かである。第一回目の連邦議会において、修正六条が女性を刑事陪審員名簿にのせることを要請していると考えられていなかつたことは明らかである。というのは一七八九年の最初の裁判所法の命ずるところによると、連邦裁判所が開廷される州によって求められている資格を、連邦裁判にたゞさわる陪審員は持たねばならないということであり、そして当時女性はあらゆる州において州法のもとでそのような資格を与えられていなかつたからである。したが

って必然的に刑事案件における連邦の陪審員はすべて男性であった。そして連邦議会自身が一定の例外は存在するがすべての市民は連邦陪審に加わる資格があると定めたのは、一九五七年の公民権法 (71 Stat 638, 28 USC § 1861 (1864 ed.)) に於てであつた。この時に至るまで連邦裁判所は女性が資格を与えていないこれら州において、女性を陪審勤務から排除するよう制定法によって要請されていた。ユタ州は女性に陪審資格を与えた最初の州であつた。同州は一八九八年にそれを行つた。その後ホイト対フロリダ事件に判決が下され、その判決はたとえ女性が憲法的には陪審勤務の資格剥奪をされないとしても、すべての女性を陪審勤務のために男性と異つたように取扱い、女性が自ら望まないかぎり女性を排除するということには充分なる理由が存在するという主張を支持したのである。

しかし、修正六条は刑事被告人に社会を代表している陪審員名簿から選出される陪審をつけてもらえる機会を保障するといふ見解を受け入れるなら、われわれは刑事陪審員名簿がほとんどすべて男性になる場合に、女性は性のみにもとづき排除されるとかまたは自動的に免除を与えられるとはもはや判断できないと考へる。この範囲においてわれわれは、ホイト対フロリダ判決を含む先例の帶びているわれわれの判断に反する面に従うことはできないのである。女性は陪審に加わる資格がないと

か、女性の置かれている状況から女性の誰もが陪審勤務につくことを要請されるべきでない」というような場合がかつてあったとすれば、そのような時代はずつと以前に過ぎ去ったのである。過去の時代においては、修正六条の陪審は社会の公平な横断面から選出されねばならないがこの要件は女性を排除することを認めていると判断することが可能であったとしても、これは今日の問題状況ではない。社会は時間が異り場所が異なることにより違ってくるのである。ある時期ある場所における公平な横断面は、必然的に別の時、別の場所における公平な横断面となるとはかぎらない。本件で関係している教区における全員男性で占められた陪審員名簿は、陪審勤務の資格を備えている女性を含めたその地区住民を公平に代表しているものであるということを示す説得力のあるものは、本件において何らわれわれに提示されてこなかつた。

VII

われわれの判断は、連邦裁判所による詳細な陪審員選定の法典の形成を暗示するものでもなければその権限を与えるものでもない。公平な横断面則というものは適用に際して多くの裁量の余地を持たねばならないのである。州はその州の陪審員に関する資格を定める自由と、陪審員名簿が社会を代表するものであると十分に言いうるかぎり合理的な免除を行う自由とを留保

している。前出のカーテー対陪審委員会事件は前出のブラウン対アレン、ローリングズ対ジョージア並びに他の諸事件におけると同じようにこの点に関し州に幅広い裁量を認めた。われわれはカーテー事件において例証された諸原則から離れるものではない。しかしわれわれが述べてきたごとくルイジアナ州がとっている女性に対する特別免除の制度は女性を小陪審から排除する効果を果している。そしてそれはわれわれの判断では修正六条と一四条の命令に反するものであると考える。

小陪審は社会を公平に代表している陪審員名簿から選出されねばならないと判断するに際し、われわれは実際に選出される小陪審が社会を忠実に反映し、住民中の種々の顕著なグループを反映するものでなければならないという要件までも課すものではないということも同時に強調しておかねばならない。被告人は社会を綿密に反映した構成をもつた陪審の裁判をうける権利を与えられているのではないか。(Fay v New York, 332 US 261 (1947); Apodaca v Oregon, 406 US at 413 (plurality opinion))。がしかし、陪審が選出される陪審員名簿 (the Jury wheels, pools of names, panels, or venires) は社会における頗著なグループを組織的に排除し、それによって合理的にして社会の代表という性格を失わせることがあつてはならないのである。

ルイジアナ州最高裁判決は破棄され、以上述べた意見に従つてさらに審理されるべく当事件を原審へ差し戻すものである。以上判決する。

(バーガー長官は結論に賛成している。レーンキスト判事は反対意見を述べている。)

性による差別とアメリカ憲法

(三)
(完)

同志社法学

二九卷一号

一三三 (一三三)